

俳人諸九尼の生涯：なみ女の頃

大内，初夫
鹿児島大学講師

<https://doi.org/10.15017/12351>

出版情報：語文研究. 6/7, pp.1-10, 1957-12-30. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

さて、私は最初に諸九尼伝の研究は全く等閑にされてゐると述べた。田中紫江氏の「諸九尼考」(大正十五年刊、古俳書文庫)以後殆ど見るべき研究を聞かない。「諸九尼考」は諸九尼研究としては纏まつたものだが、非常におぼろげなもので誤りも多い。そして以後、『日本文学大辞典』(増補改訂版)『新撰大人名辞典』(金井刊)等何れも誤りを重ねてゐる。

先づ諸九尼の出生地についても、田中紫江氏は「諸九は正徳三年、筑前直方在山辺村尾仲家に生れた」(上述)とされ、『福岡県先賢人名辞典』(昭和八年刊)もこれに従つてゐる。^(注)然るに竹下工氏は『筑後俳諧史』(昭和四年刊)に「竹野郡(注)」。『新撰大人名辞典』(金井刊)もこれに従つてゐる。^(注)記してゐる。私は先般直方市山辺を訪れた折、尾仲家出生説は殆ど確実な文献がなく、甚だ曖昧なものであることを感じた。一方永松家出生説は、諸九歿後廿二年、享和三年に成つた筑後久留米の白晝撰『耳能阿迦』に、諸九の句が「唐シマ」の肩書で入集してゐるので、可成根拠があるのではないかと考へてゐた。

ところが最近、吉井公民館の石井近義氏によつて、永松家出生説及び俗称なみの裏付けと、浮風との結婚の秘密等

が明らかにされた。^(註三)特に筑後田主丸町西郷の中村家(注、西郷は旧五名村、諸九の姉むつゝの嫁ぎ先)に所蔵されてゐる「諸九の文」は、注日すべき新資料である。私は過日、石井氏の同道を得て中村家を訪ひ、この「諸九の文」を親しく拝見させて頂いた。「諸九尼の文 中村永恭」と墨書された桐箱に収められてゐる諸九の手紙は、幅二十糎余り長さ数米に及ぶ裏紙使用の台紙に、七通の手紙が貼布されてゐる。中村永恭は諸九の姉むつゝの孫、五兵衛で、諸九尼の名が知名になるにつれて、その書簡を蒐集整理したものであらうと思はれる。諸九の書簡は年代の順序もなく左の順に七通(何れも長簡)が貼布されてゐる。

- 一、弥生廿六日付、御と、様・御か、様宛(署名諸九)
- 二、神無月七日付、御と、様・御か、様宛(署名なみ)
- 三、四月十二日付、あな様宛(署名なみ)
- 四、十二月廿七日付、五兵衛様宛(署名諸九)
- 五、葉月十四日付、五兵衛様宛(署名諸九)
- 六、文月四日付、平八様・惣次郎様・五兵衛様宛(署名諸九)
- 七、日付なし、お花様宛(署名なみ)

なほ巻頭にこの手紙の参考添へたと思はれる「唐島永松氏家系」なるものがあり、手紙の名宛人や文中の人物と諸九との關係を可成明らかに出来る。

即ちこの家系によると、諸九は唐島大庄屋永松十五郎の三女として出生してゐる。俗称なみ。生年は天明年六十八才で歿してゐるので、逆算すると正徳四年の生れである。千代女はこの年十一才、歌川女は翌年の出生である。

諸九即ちなみの上に長姉むつ(五名村中、村七兵衛妻)、次姉はま(磯川村、磯川村中、毛彦五郎妻)かをり、下に次弟八郎治(父の跡をついで、唐島大庄屋となる)、次妹はな(久留米の安武佐八妻)末弟宗八(中原村へ別宅)等がゐた。

ところなみには「中原村永松万右衛門に嫁。欠落シテ俳諧宗匠諸九」の添書がある。永松万右衛門は「家系」によると、諸九の祖父長左衛門の末弟藤七の嫡子であり、父の従弟に当る人物である。筑後川畔竹野郡の名家、大庄屋唐島の永松家の三女として、恐らく娘時代を何不自由なく、茂儘に育つた諸九は、長じて顔馴染の一族中原村庄屋永松万右衛門に嫁いたのであつた。そしてこの儘平穩に諸九が田舎庄屋の妻の座を守つてゐたならば、今日筑後地方でよく見かける古めかしい庄屋墓地の一隅の、ばかでかい墓石にその名を残したに過ぎないであらう。だが運命は諸九にとつても悪戯であつた。彼女は恋の為に夫を捨て、家を捨てたのである。即ち「家系」に云ふ欠落の事実が注目されねばならない。

さて、この欠落の事実については、石井氏が指摘してゐられる如く『石原家記』(註四)に、次のやうな記載がある。

明和七年正月十日

元春咄、此二月初、三十年以前唐島大庄屋八郎次姉、從兄弟と夫婦に成居候処、床島に筑前より参居候コハクと申医者に密通致欠落、此医者京都に参居候処相果、其後此女比丘尼に相成手習師匠杯致居候。且俳諧も能候由。

下り一類中墓所拜、片の瀬渡筑前の様に参候。四五日後此者なるべしと一家共存付、蟻川宗五郎、五名村庄屋兩人跡より尋参候処、能方(註、直方のこと)に居候て逢候由。俳名諸九と申由。一類中却て不見知由。

明和七年と云へば諸九尼五十七歳の年である。コハクは湖白で俳人有井浮風の前号である。三十年以前、即ち寛保の頃、当時諸九の実家唐島から川向ふに当る筑後床島に逗留中の浮風と入魂になつて、諸九は先夫万右衛門を捨てて浮風の許に走つたと云ふのである。なほ寛保年間の文献によると、床島よりずつと唐島に近い同じ竹野郡片の瀬に浮風が滞在してゐた事実があり、欠落の年次やこの事については後述する。

三

こゝで湖白庵有井浮風について一言しよう。浮風のことはその追善集『その行脚』(註九尾編、寛政十三年刊)所収、親友青山文雄

〔前多賀神社宮司〕の手になる「湖白庵行状記」(註「行状」と云ふ)に詳細な記述がある。浮風は、福岡黒田藩の支藩直方藩士有井十藏義実の子として、元禄十五年筑前直方にて出生した。幼名新之助、長じて軍治義保と称した。幼少の頃から能筆で、且つ弓矢に長じてゐたので、藩主長清は常に彼を左右に待らせて召使つたと云ふ。又父十藏義実も長清の弓の師範であつたと「行状記」は記してゐる。然し直方多賀神社所藏の享保五年の直方古地図には「元禄十四年 無足中、二人扶持 有井十藏」とその屋敷の箇所記入され、又、飯野家藏の元禄十四年直方家中分限帳にも「無足中」のところに同様な記載があつて、藩士と云つても甚だ輕輩であり、主君の弓の師範を務めたと云ふのも如何かと思はれる。他の行状記にも見られる如き舞文曲筆が多分にあるのであらう。さて浮風は廿才の頃から肺病を煩ひ、又他の病もあつて致仕したと云ふ。

「行状記」には、浮風は「十四五才」の頃から句を吐くに巧みであり、享保三年、十七才の時、折から九州巡遊中の野坡に入門し、湖白の俳号をもらつたとある。湖白の句が俳書に初出するのは、管見の限りでは享保十三年刊『水僊伝』(杏雨撰)である。又、浮風撰『窓の春』(宝暦六年刊)の杏雨序に「湖白庵浮風、箱崎の松陰に草鞋をむすび、この花の本に杖をやすめ、師にしたかひて薪水にやつれ、丹青に

染、不用の用をさすとす。」とあつて、この頃、野坡に随侍して行脚の杖を曳いたことが知られる。即ち『柴のほまれ』(宝暦八年刊)所収の福岡万李亭の歌仙には野坡と一座してをり、「折つゝじ」(安永元年刊)によると野坡等と筑豊の境皿山に遊び、又、文雄亭での歌仙にも同座してゐる。『野坡吟草』(宝暦九年刊)にも、

有井湖白、官府へ帰るを馬のはなむけして、

さし肩に羽織の風や今年竹 野坡

湖白亭

相蚊帳に秋の咄や片旅籠

太宰府春納、願主湖白

すゝはきや梅も御注連の寒替り

等の吟が見え、野坡を自亭に招いた事もあつたと思はれる。

元文五年、野坡が死去した折には、浮風は「昼もよる鳥さえ籠む春の雨」の追悼句を手向けてゐるが(三日の庵)、その前書によると、難波の浅生庵を訪れ、野坡の薪水の勞を助ける約束があつたが、出発間際に浮風は病に倒れ、病床に師翁の訃音を聞いたのであつた。かくて野坡死別後「兼て好める事として遊ひなからの医を、表とし、折々隣国にもさまよひ、そこに一とせ、爰に三とせ、今日の安きに安むし、日を送りもて行」(行状記)、と云つた生活が始つた。

医者を生業としつゝ俳諧に遊び、近国に杖を運んだのである。

かうして浮風は筑後の国にも杖を曳いた。前述した如く『石原家記』には「床島に筑前より参居候コハクと申医者」とあるが、寛保二年刊、筑前朝倉遊五撰『小夜の中山』には、

初霞搔や右左良の濡松葉

片ノ瀬湖白

等の浮風句が入集してゐる。肩書の「片ノ瀬」は、勿論筑後竹野郡の片の瀬である。そしてかく肩書に記されるほどであるから、寛保二年頃、浮風は片の瀬に長逗留してゐたものであらう。なほ同集には「樗舎人(註、遊五)の旅行を助て、馬貞老人の伴とて朝倉のかたへと杖を引れしに申侍る」と前書した次の様な歌仙が収められてゐる。

夏山や鶯花の雫旅

湖白

笠ハ差すとも桐の茂り葉

馬貞

間はつれに茶を煮門の端香して

市山

揚よと駕をたゞく川前

遊五

この第三をつとめてゐる市山は、片の瀬から十丁とも離れてゐない塩足の住であり、この歌仙は馬貞、遊五の同門の俳友を交へて、片の瀬の浮風の旅寓か、或は市山の亭かで興行したものであらう。なほ市山は元文五年に片の瀬に野城塚(むすび塚)を建立し、『むすび塚集』を刊行

してゐる。だから浮風が片の瀬に長逗留するやうになつたのは多分市山との関係によるのかも知れない。又、市山は早く享保二年に雪刀・秋虎等と『百曲集』を撰んでをり、野坡も屢々市山の許を訪ひ、この辺りを吟行してゐる。だからこの土地の大庄屋の娘として生長した諸九は、野坡一門の俳諧について耳にすることもあつたであらう。そして片の瀬に滞在して医を業とし、又俳諧に遊んでゐた浮風を諸九はたま／＼知るに至つたのである。その後の恋の経緯については様々な劇的シーンを我々は想像することが出来よう。かくてお互の恋慕の情は、諸九が人妻であることをさへ忘れさせた。越えてはならぬ籬を乗り越えた二人は、恋の成就される天地を求めて筑後を去つた。かうして遂に諸九は家や故郷を捨てたのである。

二人が欠落した年次については、寛保三年刊、久留米の秋尾撰『上戸雪』に筑後地方俳人の句が多く入集してゐるのに、浮風の句が見えないこと、又、同年刊、風之、梅從等撰『屋土里塚』は難波無名庵連中及び各地の同門の作品を収めてゐるのに、之亦浮風の句は見えない。なほ浮風、諸九が難波に居住するやうになるのが、後述のごとく翌延享元年であること。以上のことから欠落の年次を寛保三年のことと推定する。時に浮風四十二才、諸九三十才であつた。

その後浮風と諸九は何処を如何辿つたであらうか。そして問もなく二人は京都に上つたと思はれる。即ち「諸九の文」のお花宛の一通は、家出後京から当時実家永松家にゐた妹お花に書き送つたものである。

過し頃ハよくぞや御ふみくたされ、たのしきかきりなく、御めもしの心ちにてなかめ入まゐらせ候。いよ／＼御そくもしニ御入のよし、何より／＼よろこひまゐらせ候。わもじ事ぶじにいまゐらせ候。しかしかやう成行候事、うきハ世の中の人のころとうらめしくおぼしめすとの御うらみ、御もつとも存まゐらせ候。わもじ家出いたし候一通り、いづくにおちつき候とも、たよりをもとめ申ひらきいたし申へくと存い申候に、ふぎ一通りと成行まうし候へハ、今さらとなたへも文にて申わけいたすへきやうも御さなく、かゝ様かたハ申ニおよハす、一家中の人々ふとゞきにおほしめし候はん事、御もつとも、事、とにもかくにもわもしいんくわとあきらめ申候へハ、身ひとつたり候事ハおもひもうけたる事ニ而候へとも、かゝ様かたはしめまうし、きやうたい中の御かほはつかしめまうし候身のつミとかのほとおそろしく、後の世のほともかなしく存まゐらせ候。にな川・五名あ

ね様かたへも文上度そんしまうし候へ共、かやうの身のうへにて御さ候へハ、わもしよりおしつけて文もしんし上られす、さて／＼御なつかしく、わもし心の内ハふてにもつくしかたく、御すいもし可被下候。かゝ様かたはしめまうし、あね様かたへも、とかくそもじ様御かたよりよきやうニ御つたへたのミ入まゐらせ候。申しんし度御事ハむねニ余り候へとも、つと／＼ニかきつくしかたく、何事も御すいもし可被下候。誠に一生のうちニ一度、かゝ様かたはしめまうし、あね様かたミなく様の御かほ見上まうし度、ねかひのミ神様ほとけ様へもいのりまゐらせ候。またあとよりよきたよりも御さ候ハ、文にて申しんしまゐらせ候。くわしき事ハしゆんあん様へ御たつね、御きゝなられ可被下候。めてたくかしく。

なま

お花様

尚々、しゆん庵様御のほりにて、ふしきに御めにかゝり、御うれしき、京へ御とうりうの内ハ、そこもとのたよりもおりふしうけ給まうし候に、御下りなられ候ハ、御たよりもかれ／＼ニ成申へくと、そのミあんしまゐらせ候。春庵様へ御めにかゝりまうし候へハ、ミなく様へ御めにかゝり候こゝちニ而、御うれしき、かなしき御すいもし可被下候。申までなく候へ共、すいふん

くおそくもし子御くらしなされ候へかしと、いのりま
ゐらせ候。おかゝ様へもひそかに御ついでのせつよろし
くたのみまゐらせ候。文とゝのへ申まうし候へハ、一入
御なつかしくかなしく候ハ、あとやさきとかきちらし
御すいもしにて御らんたのみまゐらせ候。 以上。

文面から京で書かれたものであることが知られる。諸九
は後年宝暦六年冬以後(諸九四十)京に住してゐるが、その
後のものと考へると、出奔後十三年を経たことになり、他
のあね様宛の手紙にお花の結婚のことが記されてをり、諸
九の次が八郎次、その下がお花なので、宝暦六年以後の執
筆と見ると、お花との間にも年齢の開きがあり過ぎ、いろ
いろと不合理な所が出て来る。故に難波の無名庵入庵前
のものと考へたい。

この手紙は、筑後から上洛した春庵なる者に托して諸九
のもとに届けられた妹お花の手紙に対し、春庵の帰郷に当
つて花への返書として執筆されたものである。妹お花の手
紙には、この時代最も不名誉な世間体の悪い欠落と云ふ手
段で肉親を捨てた姉への怨言が述べられてゐたものと思は
れる。その手紙を得て肉親なつかしさの氣持が一度に溢れ
出たのであらうが、諸九の切ない女心が言葉の端々に感ぜ
られる手紙である。

欠落者の諸九にも「申ひらきいたし申」す十分な理由が

あつたのであらうか。然も事の成行から結果は「不義一通
り」となつてしまひ「かゝ様かたはじめまうし、きやうだ
い中の御かほをはづかしめ」る事になつて、諸九は肉親に
対し申訳ない氣持で堪へられなかつたであらう。その氣持
は又自分から進んで故郷の縁者へ言訳めいた手紙を書く事
を許さなかつたと思はれるが、妹の手紙を得て初めて自己
の心中を申送つたのである。文中「いんぐわ」と諦め、
「身ひとつすたり候事ハおもひもうけたる事にて候」と観
念した胸中は甚だ悲痛である。

五

さて『湖白庵集』(明和四年刊)には「延・享・の・は・じ・め・の・秋・、浮
風難波に住ける頃ほひ……」とあつて、延享元年秋、浮
風・諸九は大阪に住むに至つたことが知られる。当時野坡
の旧庵無名庵には、之を守るべき適当な野坡門の俳人が
なかつたのであるから、(註五)多分京の九十九庵風之や難波の梅
従等の野坡門高弟の斡旋があつたのであらう。かくて無名
庵に入つた浮風は、野坡一門の為に活潑な俳諧活動を展開
する。宝暦元年十月三日には、野坡十三回忌を引挙興行
し、追善集『十三題』出版のため、この年冬から翌二年に
かけて中国九州を行脚してゐる。次いで宝暦五年九月三

日、又、野坡十七回忌を引挙興行し、翌六年にかけて再び西国に杖を曳いてをり、追善集『窓の春』をこの年上梓した。一方諸九は夫浮風の留守を守り、「あるは三つき五月の行脚の留守だに、よすかのおぼつかなきをかこ」(その行脚)つ様な生活を送つた。然し又、浮風の感化で時折俳諧に興じることゝもあつたのである。

あやめさす軒や燕のかいつふり

桑杖の鳩さへ寒し野辺の供

天満参りの帰るさ半時庵を訪ひて

鶯と物いふ枝の雀かな

返し

波女(「此如月」
延享四年刊)

浪女(「かくれ裏」
同年刊)

浪女(「ぬれ若葉」
寛延三年刊)

鳳なれや桐も若芽の草の宿

称名の曇らぬ声や青あらし

息をふく鏡の隈やけさの秋、

嫁か手や薺たゝくも品少し

あやめふく軒や燕の水遊び

時雨ても春や小春の三ケ日

管見に入つた無名庵時代の諸九の句である。丹念に探し

たら未だく、沢山あるであらう。(他に「十三題」所収の
俳諧に臨句をつぎまつてゐる。)

最後の「あやめふく」の句は『此如月』入集の「あやめさ

す」の句の訂正か改作であらう。『ぬれ若葉』入集句から、

諸九が当時難波に於いて最も世評の高かつた松木淡々を

訪れたことが知られる。(註)そして淡々を鶯に譬へ、自らを卑

淡々

浪女(「宿の花」
宇治元年刊)

浪女(「宿の花」
宇治元年刊)

なミ女(「」
「」)

なミ女(「」
「」)

浪女(「十三題」
同年刊)

下して雀と云つてゐるが、淡々はそれに対して雀どころか鳳だと返句してゐる。之は果して諸九の素質の凡ならざるを認めたものか。或は単なる儀礼的なものなのだらうか。然し何れにしても淡々のやうな俗匠に近づかうとするのは、当時諸九に多分に流行の句を理解しようとする傾きがあつたと思はれる。「称名」の句は未雷の追善句である。「宿の花」の「息をふく」の句には、後年の
手拭の紅もさめたり今朝の秋
に見られる如き女性らしい繊細な感覚の現れた句であり、諸九らしい句である。

六

宝暦六年、『窓の春』の撰を了つた浮風は、京の亡き風之の旧庵、五条の九十九庵に杖を止めた。

諸国句勧進も大かたにとゝのひ、師走の末つかた五

条の草庵に杖を休めて

高瀬川汲て氷にして見はや

炭ふき起す弟子の車座

(以下略之)

浮風

文下

(窓の春)

文下は風之の子で、野坡門の俳書を主として出版した額田正三郎であり、その家は京寺町五条上ル町にあつたので、九十九庵もこゝにあつたと思はれる。浮風はやがて文

下に止められる儘にこゝに仮寓し「のみ水に加茂川持て千鳥かな」と吟し、千鳥庵と称した。(注七)文下の浮風追悼句に「此六とせ我九十九庵に仮寝して、諸州の月花にあそひ給ひしに云々」(その行脚)と前書してゐる如く、この九十九庵滞在中も折々浮風は諸国に杖を曳いたのである。そして宝暦十年には遠く九州迄下つて、直方の文雄や福岡の杏雨等の旧友を訪れた。又翌十一年には難波天王寺に芭蕉・野坡両翁の句碑を建立し、その記念集『朱白集』を上梓した。更に翌十二年春には備後地方の門人如芥等撰『密語橋集』を援助し、序文を書き与へてゐる。かくて間も無く病を得て、五月十七日、京の九十九庵にて浮風は六十一歳で病歿したのである。(注八)

諸九も勿論浮風と共に無名庵から九十九庵に移つたと思はれるが、その後浮風死歿に至る六年間、殆ど表面に現れない。唯、宝暦十一年の『朱白集』に「諸九」号で独吟表八句と、「北山の日暮は白し帰る雁」等発句六句が入集してゐる。「備後玉の浦にて」の前書ある句などから考へると、諸九は既にこの頃中国筋に杖を曳いてゐたことが知られる。更にこの冬、九十九庵で如芥、貫千等を交へて興行した百韻に一座してをり(「密語橋集」)、又『密語橋集』には「叫のはしの物なり春の月」等の発句が入集してゐる。

本集にも「女、諸九」とあり、諸九号は浮風死歿前から使用されてゐたものであることが知られる。

さて、不思議な因縁で結ばれ、二十年間形影の如く相添うた夫浮風の死は、諸九を悲歎と失望のどん底に陥れたであらう。

たなはたにうしろむけてや七々日 諸九

送り火や届くにしても水の泡

等の句には、深い悲しみが込められてゐる。「その行脚」に「寺詣での帰るさ諸九婦をいさめて」と前書した「散てなし花も未摘ならひあり」の琴之女の句が見えるが、諸九の悲愁の様子は第三者をして「散てなし」と思はせるやうな深刻なものがあつたのであらうか。かくて諸九が薙髪して尼となり、「蘇天」と称したのは、浮風百ヶ日のことであつた。

百ヶ日にもとゞりをはらひて

掃捨て見れば芥や秋の霜

諸九尼蘇天

だが然し尼となつたとて、念仏三昧の静かな生活が諸九に約束されてゐたわけではない。浮風の許に家や故郷を捨てて走つた諸九には、住着くべき故山があらう筈がない。栖さへ同門文下所有の草庵なのである。それに諸九夫婦には子供もなかつた。云はゞ灰色の荊の道が諸九の前に横たはつてゐた。だから諸九の決意は生易しいものではなかつ

たと思ふ。かくて行脚に命をかけた孤独と苦惱の俳三昧の生活が展開されるのであるが、その苦しみの挙句に到達した清澄な心境の上に、諸九尼晩年の秀句が花咲いたのである。

諸九

生るものあつめてさびしねはん像
腰かけてみれば卒都婆や虫の声
長き夜やおもひ余りて後世の事

(一九五七・七・一二)

註一 「日本文学大辞典」は本名を有地ふみ(或は云ふなみ)とし、夫婦共に直方にあつて行脚して来た野坡に入門したとするが、

浮風野坡入門の享保三年(行状記)には諸九は僅か五才である。なほ「諸九尼句集」編者の一人竹雨、「続句集」編者其雨は、それぞれ竹雨・其雨が正しく古俳書文庫翻刻の誤りを襲うてゐる。「大人名辞典」も享保三年野坡に入門して夫妻共に俳諧を学んだとしてゐる。

註二 明治書院刊「俳諧大辞典」も尾仲家の人としてゐる。なほ田中氏のもので正徳三年出生とするのは四年の誤りである。

註三 「新函筑新聞」掲載「諸九尼伝」。

註四 久留米藩石原小兵衛為平(俳号指帆)の著。

註五 寛保三年六月、間宮鹿起が無名庵代となつてゐるが(やどり塚)、長くひなかつたのであらう。涼袋の「俳仙窟」には「雨子(梅従・風之)俗子ヲ進メテ野坡ノ庵ヲ讓ラントス。俗子、

坡門ヲ破リテ賀北ニ到リ、伊勢ニ行テ一家ヲナス。」とある。涼袋が風之・梅従を訪うたのは延享元年のことであるから(桃の鳥)、この頃涼袋を無名庵代しようとしたことが知られる。

註六 この句「耳能阿迦」に「淡々に初見挨拶、鶯にもものいふ枝の雀哉」とあり、「唐シマ諸九」とある。

註七 「窓の春」に「千鳥庵記」の一文が見える。なほこの句「湖白庵集」に「五条わたりに庵をもとめて」と前書がある。

註八 明治書院刊「俳諧大辞典」「浮風」の項に、故郷直方にて歿したとするが、「その行脚」所収「行状記」では京の千鳥庵即ち九十九庵で歿したことは明らかであり、何かの間違であらう。

〔付記〕

この拙論を恩師杉浦正一郎先生の御霊前に捧げ奉る。あまり突然の先生の御逝去にたゞ茫然としてはやくも半歳を過しました。今までもどんな拙いものでも必ず御一読下され、いろいろと御教示を頂きましたのに、今はもうお声を耳にする事も出来ず、甚だ淋しい思ひが致します。こゝに改めて先生の御冥福をお祈り致します。

なお本稿を草するに当り資料の借覧を許された成城大学の板坂元氏、諸九書簡のことで御迷惑をおかけした石井近義氏に深謝の意を表します。薙髪以後の諸九については別に発表する予定でありますので、合はせて見て頂けたら幸甚です。